

仕様書

長浜原冲南市営住宅浄化槽制御盤改修 工事

I 工事概要

1. 工事場所 高知市長浜4250番地1号 敷地内浄化槽設備
2. 建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積	主要用途	消防法施行令 別表第一
浄化槽		1階建	57㎡		
		階建	㎡		
		階建	㎡		

(注) 延べ面積及び主要用途については建築基準法による表記

3. 工事種別
- ・電灯設備
 - ・☒ 動力設備
 - ・受変電設備
 - ・火災報知設備
 - ・テレビ共聴設備
 - ・放送設備
 - ・電気時計設備
 - ・電話設備
 - ・構内交換設備
 - ・インターホン設備
 - ・避雷設備
 - ・昇降機設備
4. 別途工事
- ・建築工事
 - ・機械設備工事
 - ・土木工事
 - ・給排水衛生設備工事
 - ・空調機械設備工事
 - ・ガス設備工事
 - ・植栽工事
 - ・外構工事
5. 概成工期
- ☒ 無
- ・有 完成期限の 日 前 (平成 年 月 日)

II 電気工事仕様

1. 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事共通仕様書（平成13年版）」（ただし、改修工事の場合は「電気設備改修工事共通仕様書（平成13年版）」）及び「電気設備工事標準図（平成13年版）」による。
2. 特記仕様
- 1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
- 2) 特記事項は、※印の付いたもの及び○印の付いたものを適用する。
- 3) 特記事項に記載の()内表示番号は、「電気設備工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項目	特記事項															
1 一般共通事項	① 工事実績情報の登録	・適用する ◎適用しない (1.1.4)															
	2 分別解体等及び再資源化等	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）により適正に施工すること。 ※対象となる建設工事 <table><tr><th colspan="2">対象建設工事の種類</th><th>規模の基準</th></tr><tr><td>建築物の解体</td><td>床面積の合計</td><td>80㎡以上</td></tr><tr><td>建築物の新築・増築</td><td>床面積の合計 (増築は増築部分のみ)</td><td>500㎡以上</td></tr><tr><td>建築物の修繕・模様替（リフォーム等）</td><td>請負代金の額</td><td>1億円以上</td></tr><tr><td>建築物以外の工作物に関する工事（土木工事等）</td><td>請負代金の額</td><td>500万円以上</td></tr></table> ※分別解体等及び再資源化等が必要となる特定建設資材 ①コンクリート ②コンクリート及び鉄から成る建設資材 ③木材 ④アスファルト・コンクリート	対象建設工事の種類		規模の基準	建築物の解体	床面積の合計	80㎡以上	建築物の新築・増築	床面積の合計 (増築は増築部分のみ)	500㎡以上	建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負代金の額	1億円以上	建築物以外の工作物に関する工事（土木工事等）	請負代金の額	500万円以上
	対象建設工事の種類		規模の基準														
	建築物の解体	床面積の合計	80㎡以上														
	建築物の新築・増築	床面積の合計 (増築は増築部分のみ)	500㎡以上														
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負代金の額	1億円以上															
建築物以外の工作物に関する工事（土木工事等）	請負代金の額	500万円以上															
③ 発生材の処理	建設廃棄物の運搬、処分等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）並びに関係法令に従い適正処理を行うものとし、事前に処理計画書を提出し、監督職員の承諾を得たうえで、工期内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分又は再生）を終了しなければならない。（建設廃棄物の運搬又は処分を他業者に委託する場合は、運搬については産業廃棄物運搬業者、処分については産業廃棄物処分業者とそれぞれ、書面により委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付すること。） なお、建設廃棄物を搬出する全車両（台数）について、現場搬出時及び処分場到着時の各々につき1枚以上の写真を撮影し、マニフェストA票の写しと共に随時、監督職員に報告すること。また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに監督職員にそのB票の写しを提出しなければならない。ただし、廃掃法を遵守したうえで、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとするが、最終処分終了後すみやかに監督職員にその旨を報告しなければならない。この場合、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに監督職員にそのB2票の写しを提出しなければならない。また、最終処分終了後すみやかにB票の写しを提出しなければならない。 なお、廃掃法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。 (1.1.13)																
4 施工計画書・施工図	施工計画書の記載内容及び記載水準は「電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、平成13年版）」第1編1章4節に準じたものとする。 施工図の記載内容及び記載水準は、「建築・設備工事施工図の描き方（建設大臣官房官庁営繕部監修、平成元年3月）」に準じたものとする。 提出した施工図及び施工計画書の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に譲渡するものとする。 (1.2.2)(1.2.3)																
5 工事日報	着工日から完成日まで工事内容、材料・機材搬入状況、打合せ事項、監督職員の指示事項、検査等必要事項を記入のうえ1部提出する。 (1.2.4)																
6 工事旬報	10日毎の工事報告及び翌10日間の工事予定を実施工程表と共に監督職員に提出する。 (1.2.4)																

章	項目	特記事項
2 電気設備特記仕様	7 月間出来高報告書	着手月から完成月までの工事実績及び出来高を当初計画と共に記入のうえ1部提出する。(I.2.4)
	⑧ 工事写真	工事写真はE版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出（A4版）する。 撮影方法は、建設大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方ー建築設備編ー」による。(I.2.4)
	9 施工条件	施工時間 ※1.3.3 (a)による (I.3.3) ・専任の保安員の配置 () ・その他の施工条件 ()
	⑩ 機器材料等	本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。（記載順序は不同）また、「評価名簿による」と特記されたものについては、建設大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」によるもの又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。 ただし、同等とする場合は、監督職員の承諾を受ける。(I.4.1)
	⑪ 特別な材料の工法	電気設備工事共通仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該メーカーの指定する工法による。
	⑫ 完成図（施工図、施工計画書を除く）	原則としてCADにより作成し、第二原因及びデータで提出する。 （機器等はメーカー名、寸法、形式名、品番及び製造番号を記入する。） CADデータの貸与 ・有 ☒ 無 (I.7.1)
	⑬ 完成写真	完成写真はE版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出（A4版）する。 撮影方法は、建設大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方ー建築設備編ー」による。
	⑭ 取扱い説明	引渡し時に施設管理者及び使用者等への取扱い説明を行う。
	⑮ 工用電力、水、その他	構内既存の施設（電力） ・利用できる（ ・有償 ・無償 ） ☒ 利用できない 構内既存の施設（用水） ・利用できる（ ・有償 ・無償 ） ☒ 利用できない 官公署への諸手続きなどの費用は請負者の負担とする。
	16 工用仮設備	構内に作ることが ・できる ・できない
	17 建設副産物	次のものは原則として再生クラッシュランを使用する。 （塵外キュービクル基礎・外灯基礎・ハンドホール等の砂利地業） アスファルトは原則として再生品を使用する。 工事に伴い発生するコンクリート塊・アスファルト塊は原則として再資源化を図る事。
	18 残土処分	※構内指示の場所に敷きならし ・構内指示の場所にたい積 ・構外搬出適切処理
	① 機材	設備機材等指定表による。
	2 他工事との取合い	はり貫通部のスリーブ及び補強 スリーブ ※本工事 ・ 別途工事 補 強 ※別途工事 ・ 本工事 自動開閉装置を取付ける防火戸の切込み、補強及びドアチェック、フロアーヒンジ ※別途工事 ・ 本工事 天井埋込型器具の取付箇所の下地の切込み及び補強 ※別途工事(露出しは本工事) ・ 本工事 天井点検口の取付箇所の下地の切込み及び補強 ※別途工事(露出しは本工事) ・ 本工事 軽量鉄骨壁のボックス取付用の下地の切込み及び補強 ※本工事 ・ 別途工事 埋込型分電盤、端子盤等の仮枠及び補強 仮 枠 ※本工事 ・ 別途工事 補 強 ※別途工事 ・ 本工事 照明器具、幹線等の吊ボルト用インサート ※本工事 ・ 別途工事 屋内の電気室、自家発電室などの基礎、防油堤、ビット(ふたを含む) ※別途工事 ・ 本工事 屋外の受変電設備基礎 ※本工事 ・ 別途工事 動力機器（電動機など）への接続 ※本工事 ・ 別途工事 電話保安器用接地 ※本工事 ・ 別途工事 図中に記載されていない工事区分は、別紙工事区分表による。
	3 電線類	EMケーブルとする。EMケーブルで規格等の記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。 耐火ケーブル (FP) 及び耐熱ケーブル (HP) はシースに耐熱性ポリエチレンを用いたものとする。
	4 電線管	屋外露出配管 鋼管を使用する場合 ※溶融亜鉛めっき ・ プライマ処理後指定色塗装（2回塗り） ビニール電線管を使用する場合 ※カラー管を使用する P F管は一重管（タイプー25）とする。
	5 呼び線	長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。
	6 フラッシュプレート の材質	・ 樹脂製 ・ 新金属 ・ ステンレス

章

項目

特記事項

⑦

カバープレート

用途別表示としてシール等を貼付する。

8

接地極

下記による。なおEBは1,500mmとする。

接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極
共同接地	E A E D	10Ω 以下	E B (14φ) x 3連ー2組
A種	E A	10Ω 以下	E B (14φ) x 3連ー2組
B種	E B	30Ω 以下	E B (14φ) x 3連ー2組
D種	E D	100Ω 以下	E B (10φ) x 1
C種	E C	10Ω 以下	E B (14φ) x 3連ー2組
避雷用	E L	10Ω 以下	E P x 1
高圧避雷用	E L H	10Ω 以下	E B (14φ) x3 連ー2組

9

埋設表示

避雷設備用及び共同接地極の表示 ・黄銅板製 ・ステンレス製
上記以外の接地極及び地中配線の表示 100φ x 300のコンクリート杭に方向種別を彫り込んだもの。
ただし、舗装された場所は鉄製ピンとする。

⑩

再使用機器

取外し再使用機器は、清掃及び絶縁抵抗測定のうち取付のこと。

⑪

絶縁抵抗等の測定

工事着手前に既存の電気設備の絶縁抵抗等を測定し、測定表を監督職員に提出する。

⑫

補修など

工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。

13

屋上・屋側の支持金物

原則としてステンレス製とする。（装柱金物は除く）

14

結露防止

内側断熱施工される構造体のコンクリートに埋込むボックス等には、断熱材等を取り付ける。

15

はつり

既存のコンクリート床・壁などの配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターによる。

16

天井仕上区分

（室名）はスラブ天井を示し、その他は二重天井とする。

17

配線器具

タンブラスイッチは大角型適用形（ノーム入）とする。
壁付コンセントは原則として大角型適用形とし、適用形以外はプラグ付とする。
单相200V、発電機回路等のコンセントは、プレートに電圧・電流等の表示を行う。

18

蛍光灯照明器具
・蛍光管

グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）の判断基準適合品を優先的に使用する。

19

照明器具の接地

接地線は原則として1E1.6mm以上とする。ただし、ケーブルの芯線数（緑色）を追加して使用してもよい。

20

照明器具用位置ボックス

ケーブル配線の位置ボックスは原則としてアウトレットボックスとする。
ケーブル配線で照明器具を送り端子付のもの（定格電流15A以上）及び配線が末端となるものは位置ボックスを設けなくてよい。

21

非常用照明の照度測定

設置した各部屋2箇所以上

22

照明制御の照度測定等

照度センサーによる照明制御回路は、照度及び入力電力を測定し測定表を監督職員に提出する。
※照度及び入力電力測定（ 100%点灯時 （ ※夜間 ・昼間 ） ）
（ 調光制御点灯時（ ※夜間 ※昼間 ） ）
・ 昼光率

23

受変電設備

電力ヒューズ現用定格値のものを現用数納入する。

24

テレビ共同受信設備

分枝器、分配器、直列ユニットはBS・UV共用形とする。 ・双方向型
電界強度の測定 ・ 要 ・ 不要

25

構内埋設配路

埋設深さ 特記なきはGLー600 以上とする。
舗装のある場合は路盤下ー600 以上とする。
但し、公道の場合は路盤下ー800 以上とする。
地中管路には、管下5cm、管上10cm程度保護砂を入れる。
地中配線には電圧、線路長に関係なく標識シート（ダブル）を管頂と地表面の中間に設ける。

26

ハンドホール

ハンドホールは現場打ち、ブロックのどちらでもよい。

27

耐震施工

設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針 1997年版」による。

		高知市 都市整備部 住宅課		工 事 名			作 成	設 計	係 長	補 佐	課 長	図面番号
				長浜原沖南市営住宅浄化槽制御盤改修工事								
		1級建築士登録第 125398号 住宅課長補佐 山本廣		図 面 名		仕様書(1)	縮 尺	1 /		作 図 年 月 日		1/10

※

機器取付高

名称	測点	取付高 (mm)
ブラケット (一般)	床上~中心	2,100
" (踊場)	"	2,500
" (竈上)	竈上端~中心	150
避難口誘導灯	床上~下端	1,500以上
廊下通路誘導灯	床上~上端	1,000以下
スイッチ (一般)	床上~中心	1,300
" (身体障害者用)	"	※
コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット (一般)	"	300
" (和室)	"	150
" (台上)	台上~中心	150
コンセント (専断)	床上~中心	800
引込開閉器箱 (低圧)	床上~上端	2,000
分電盤、制御盤	床上~中心	1,500 (上端1,900以下)
開閉器箱	"	1,500
接地用端子箱	床上~下端	500
避雷接地用端子箱	地上、床上~中心	800
接地極埋設機	地上~中心	600
室内端子盤 (廊下、室内)	床上~下端	300
中間端子盤 (EPS、電気室)	床上~中心	1,500
親時計	"	1,500 (上端1,900以下)
子時計、スピーカ	"	(天井高) × 0.9
アッテネータ	"	1,300
インターホン	"	1,500
身体障害者用インターホン子機	"	※
呼出ボタン (身体障害者用)	"	※
復帰ボタン (")	"	1,800
廊下表示灯 (")	"	2,000
テレビ機器収容箱	"	1,800
火報受信機 (複合盤)	床上~操作部	800~1,500
副受信機	床上~中心	1,500
火報総合盤	"	800~1,500
ガス漏れ検知器 (LPガス)	"	300
" (都市ガス)	天井面~中心	(天井面) -200

備考 (天井高) × 0.9は天井高が、2,500~3,000mmの場合に適用する。
※印及び住宅については、別途監督職員と協議すること。

提出書類一覧

契約に関する書類

名称	概要	部数	様式
1 着工届	住宅課に提出 (契約後5日以内)	2	有
2 見積書	内訳書と取入に応じた取入印紙が必要	1	有
3			
4			
5			
6			

上記様式については管財契約課にて配布

施工監理資料

名称	概要	部数	様式
1 施工計画書	「工事に関する承諾書」として提出	2	※
2 主要資材発注先届		2	有
3 産業廃棄物処理計画書	産業廃棄物処理契約書 (写し) ・許可書 (写し) ・搬出ルート図	2	※
4 機器等承諾届図	「工事に関する承諾書」として提出	2	※
5 施工図	「工事に関する承諾書」として提出	2	※
6 機器取付詳細図	「工事に関する承諾書」として提出	2	※
7 指示及び打合せ簿	軽微な事項は工事日報に記入	2	有
8 工事日報		1	有
9 工事旬報		1	有
10 月間出来高報告書	計画及び実績を併記	1	有
11 機器材料搬入検査申請書	主要機器及び監督職員が指示するもの。	1	有
12 その他監督職員が指示するもの		指示	無

※ 「工事に関する承諾書」は高知市指定の様式を使用し、提出書類の1枚目に添付すること。

完成図書 (住宅課保管用)

名称	概要	1部	様式
1 実施工程表	計画及び実績を併記		無
2 完成写真	平面図に写真番号及び撮影場所・方向を記入		無
3 工事写真	平面図に写真番号及び撮影場所・方向を記入		無
4 工事日報	監督職員から返却された書類を添付		有
5 工事旬報	監督職員から返却された書類を添付		有
6 月間出来高報告書	監督職員から返却された書類を添付		有
7 各種官公庁届出書			無
8 各種試験成績書	以下の試験成績表に試験日時、試験者、良否の判定及び判定基準等を明示 ・請負業者社内試験成績書 ・製作品等のメーカ試験成績書 (監督職員の指示による) ・接地抵抗及び絶縁抵抗測定表 ・現地総合試験成績書 ・その他監督職員の指示するもの		無 無 有 有 無
9 各種試験検査立会写真			無
10 産業廃棄物処理報告書	産業廃棄物処理計画書、排出・運搬写真及びマニフェスト (写し)		無
11 機器決定図			無
12 完成図	A3版		無
13 その他監督職員が指示するもの			無

完成図書 (引渡し用) 黒表紙金文字製本にて実施年度・工事名・工期・請負業者名を表紙及び背表紙に記入

名称	概要	1部	様式
1 完成図	A3版		無
2 各種官公庁届出書	写し		無
3 取扱説明書及び保証書			無
4 機器決定図			無
5 サービス体制連絡先			無

完成図面 原則としてCADのデータ

尚、提出書類の様式を変更して使用する場合は監督職員の承諾を得ること。

上記各種様式 (但し、「契約に関する書類」は除く) については下記ホームページでダウンロード可能。
<http://www.city.kochi.kochi.jp/deeps/17/1716/index.htm>
または、住宅課にて配布。

打合せ事項

種目	打合せ日時	平成	年	月	日
官公庁等名	確認日	平成	年	月	日
打合せ事項					

種目	打合せ日時	平成	年	月	日
官公庁等名	確認日	平成	年	月	日
打合せ事項					

種目	打合せ日時	平成	年	月	日
官公庁等名	確認日	平成	年	月	日
打合せ事項					

種目	打合せ日時	平成	年	月	日
官公庁等名	確認日	平成	年	月	日
打合せ事項					

種目	打合せ日時	平成	年	月	日
官公庁等名	確認日	平成	年	月	日
打合せ事項					

高知市 都市整備部 住宅課

1級建築士登録第 125398号 住宅課長補佐 山本廣

工事名

長浜原沖南市営住宅浄化槽制御盤改修工事

図面名

仕様書 (2) 縮尺 1 /

作成

設計

係長

補佐

課長

図面番号

2 / 10

作成

年

月

日

・工事範囲
1、浄化槽制御盤機器取付板取付工事
材質：SPCC 2.3t
塗装色：5 Y 7 / 1
付属品：機器取付板固定用ボルト×4本、リレー 取付個数の10%
その他：取付交換時には汚水の処理状況を考慮し市営住宅及び近隣住民に迷惑をかけることのないようにすること。
工事範囲は浄化槽制御盤内機器取付板とする。

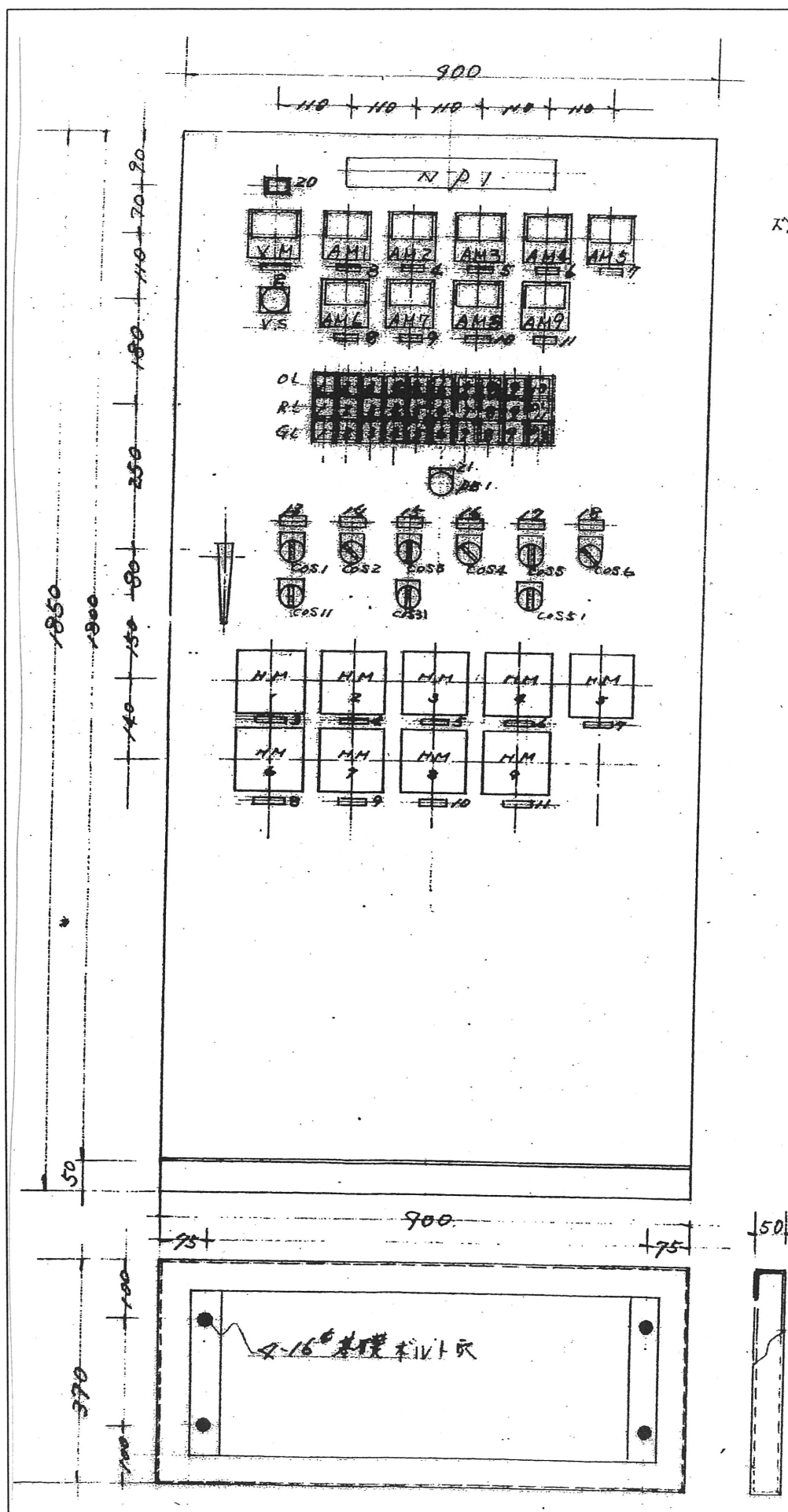
2、浄化槽制御盤機器取付板取付工事
発生した雑材は適切な処分を行なうこと。

3、配線配管工事
扉面機器との接続は新規配線とする。

4、試運転調整

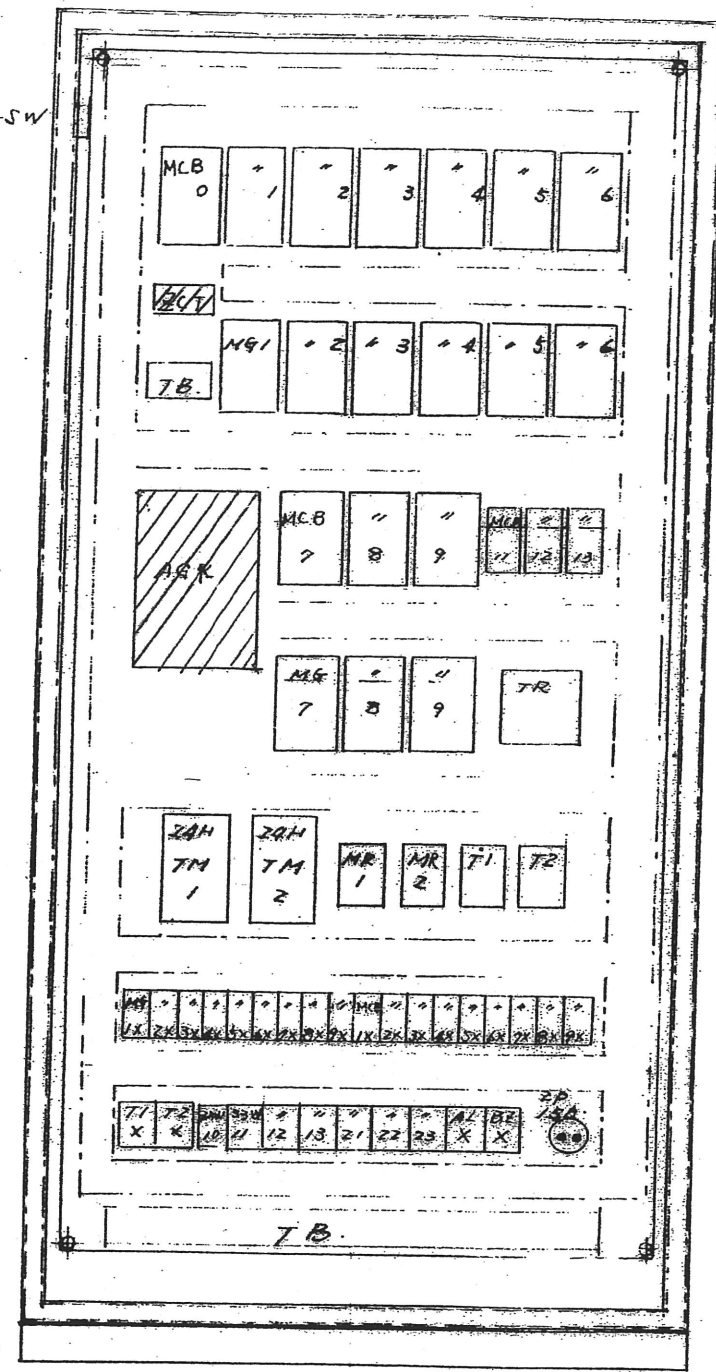
5、その他上記に伴う諸工事

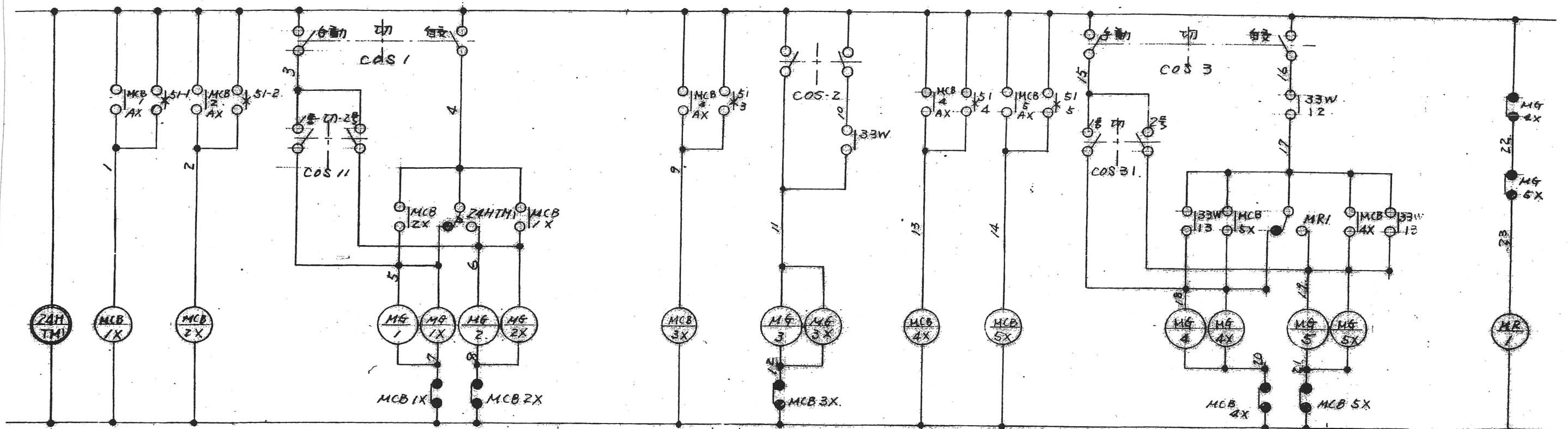
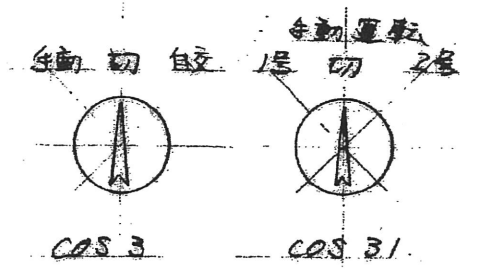
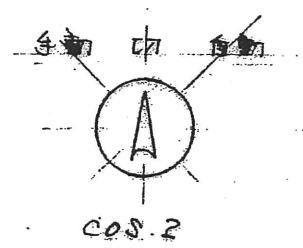
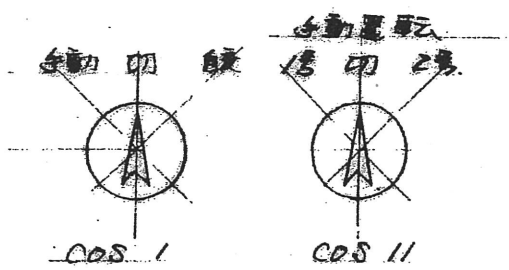
	高知市 都市整備部 住宅課	工 事 名			作 成	設 計	係 長	補 佐	課 長	図面番号
		長浜原沖南市営住宅浄化槽制御盤改修工事								4 / 10
		1級建築士登録第 125398号	住宅課長補佐	山本 廣	図 面 名	工 事 範 囲	縮 尺	1 /	作 図	年 月 日



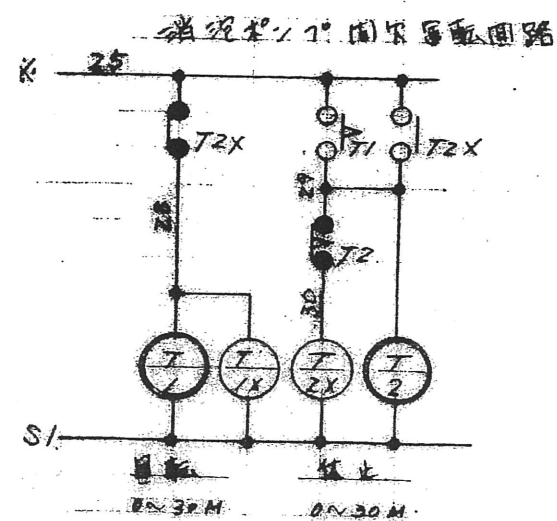
※斜線部は今回制作時に除く

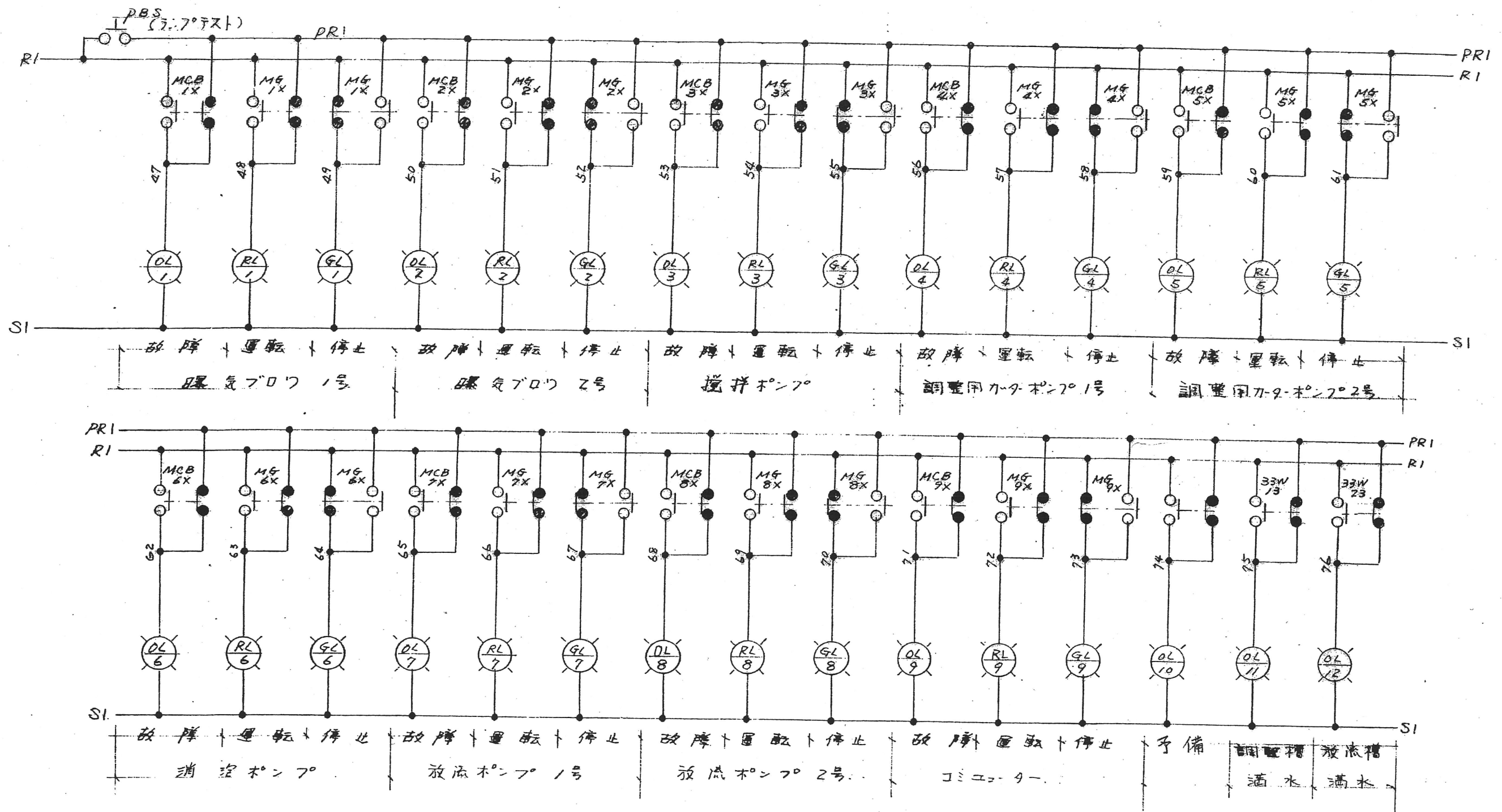
X7-5W





交互運転 タイマ 24H 時計式	1号 故障	2号 故障	1号 運転	2号 運転	故障	運転	1号 故障	2号 故障	1号 運転	2号 運転	交互運転
ブロー			機 器 本 ン ン			調 整 用 カ ッ タ ン ン					





高知市 都市整備部 住宅課

1級建築士登録第 125398号 住宅課長補佐 山本廣

工事名

長浜原沖南市営住宅浄化槽制御盤改修工事

図面名

浄化槽制御盤シーケンス4

縮尺

1/1

作成

設計

保長

補佐

課長

図面番号

廣瀬

廣瀬

田中

山本

嶋

10/10

作図

年

月

日